

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2018年8月1日号

平成30年度税制改正における外国子会社合算税制の改正について ～ペーパー・カンパニー等の整理に伴う株式譲渡益免除特例を中心として

1 はじめに

財務省は、平成30年7月5日、ホームページにおいて「[平成30年度税制改正の解説](#)」を公表した。平成30年度税制改正では、日本企業の健全な海外展開を阻害することなく、効果的に国際的な租税回避への対応を行うという、これまでの国際課税の見直しの方向性に沿って、外国子会社合算税制に関する様々な改正が行われている。本ニュースレターでは日系企業に特に重要な影響を与えとされる「ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例制度」及び「無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合の計算方法の整備」について、税制改正条文(政省令)で明らかになった事項を中心に解説する。

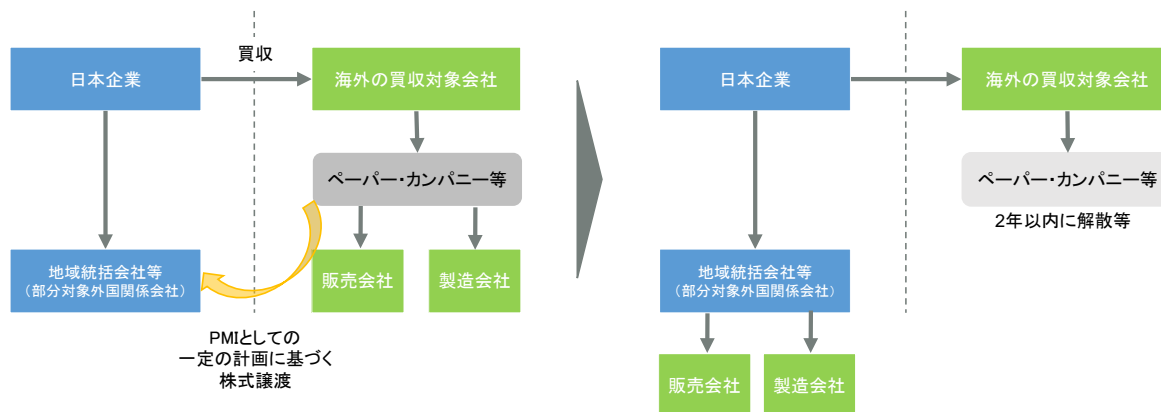
2 ペーパー・カンパニー等の整理に伴う一定の株式譲渡益の免除特例の創設

(1) 改正の概要

日本企業が、ペーパー・カンパニー等を傘下に有している外国企業グループを買収した場合、当該ペーパー・カンパニー等を整理することが企業の税務コンプライアンス及び企業経営上必要となることがあるが、平成30年度税制改正前の外国子会社合算税制下では、その整理に当たって生ずる所得が合算課税の対象となってしまうことがあり、買収後の再編の障害となっていた。

平成30年度税制改正では、ペーパー・カンパニー等の整理を税制が阻害することがないように、一定のペーパー・カンパニー等が保有する株式等を譲渡した場合に発生する譲渡益については、一定の要件を満たすときは、合算課税の対象外とされた。

この改正により、次図のような海外 M&A 後の PMI (Post Merger Integration : 買収後経営統合) に係る株式譲渡益について、合算課税による税負担が生じないことになる。



(2) 適用要件

ペーパー・カンパニー等の整理を趣旨とするものであることから、株式譲渡益の免除特例の適用に当たっては、以下の要件が設けられている。

1) 株式譲渡を行う法人

株式譲渡を行う法人は、「特定外国関係会社(注1)」又は「対象外国関係会社(注2)」であることが求められる。

(注1) ペーパー・カンパニー、事実上のキャッシュボックス、ブラックリスト国所在外国関係会社

(注2) 能動的所得を得るために必要な経済活動の実体を備えているかどうかの判断基準(以下「経済活動基準」)を充足しない外国関係会社

ただし、その発行済株式等の全部又は一部が合算課税を受ける内国法人に直接保有されている場合には本特例は適用しないこととされている。これは、このような外国関係会社が清算して、その株主である内国法人に残余財産として譲渡対象株式の分配が行われる場合、合算課税の対象から除外されるとともに、さらに、株主である内国法人においてみなし配当と外国関係会社株式の譲渡損が認識され、過度な税負担軽減が生じる可能性があることから、本特例の対象から除くこととされたものである。

2) 譲渡の対象となる株式等

株式譲渡を行う法人が、「特定関係発生日(注1)」に有する、「部分対象外国関係会社(注2)」が発行する株式等が対象となる。

(注1) 日本居住者・内国法人等による株式保有割合等が50%を超えることとなった場合の当該超えることとなった日

(注2) 経済活動基準を充足する外国関係会社(特定外国関係会社に該当する場合を除く)

特定関係発生日後に取得した株式等は対象外となり、例えば、他の内国法人の傘下にあったペーパー・カンパニー等を買収後に整理する場合や、内国法人が自ら設立したペーパー・カンパニー等を整理する場合には、本特例の対象から除かれることになる。

3) 特定譲渡であること

譲渡取引について、譲渡先、譲渡時期等以下の5要件を充足した「特定譲渡」であることが求められる。

要件1 親会社である内国法人等又は当該内国法人に係る部分対象外国関係会社への譲渡であること

なお、譲渡を受けた株式等を他の者(親会社である内国法人等又は当該内国法人に係る部分対象外国関係会社を除く。)にさらに移転することが見込まれる場合には当該要件を充足しないものとされている。

株式譲渡先を外国子会社とする場合、当該外国子会社が経済活動基準を充足していることが必要となる。そのため、資本関係再編に伴い、株式を譲り受けた外国子会社が持株会社と認定されることがないか、仮に持株会社と認定される可能性がある場合には統括会社特例の要件を充足する状況にあるかなど、経済活動基準への影響を検討する必要があると考えられる。

要件2 特定関係発生日から一定期間内において行われる譲渡であること

原則として、特定関係発生日から当該特定関係発生日以後2年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度において行われる譲渡であることが求められる。

ただし、例外として、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由(注)により当該期間内の日を含む事業年度において譲渡をすることが困難であると認められる場合には、特定関係発生日から当該特定関係発生日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度において行われる譲渡であっても、要件を満たすこととされている。

(注)「やむを得ない理由」には、例えば、その外国関係会社の本店所在地の当局の許認可が得られないためにその期間内の日を含む事業年度においてその株式等の譲渡が認められないような場合が該当する。

なお、外国関係会社の平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度については、特定関係発生日から当該特定関係発生日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度において行われる譲渡である場合に要件を満たす経過措置が設けられており、平成30年度税制改正前の一定期間に買収した案件についても本特例を適用することが可能である。

要件3 株式譲渡を行う法人の解散等が見込まれている場合における譲渡であること

ペーパー・カンパニー等の整理を目的とするものとして、株式譲渡を行う法人が以下のいずれかの状況において行った譲渡であることが求められる。

- 清算中にした株式譲渡
- 譲渡後 2 年以内に解散をすることが見込まれる場合における株式譲渡
- 譲渡後 2 年以内に非関連者が発行済株式等の全部を有することとなると見込まれる場合における株式譲渡

要件 4 一定の事項を記載した計画書に基づいて行われる譲渡であること

事業上の目的がなく株式譲渡を行うこと等によって本特例が濫用されることを防止するために、以下の事項を記載した計画書に基づいて行われる譲渡であることが求められる。

- 買収の目的等
- 買収の目的を達成するための基本方針
- 買収後の組織再編成(株式譲渡、合併、分割、現物出資、現物分配、株式交換、株式移転、清算等)に係る基本方針
- 組織再編成の内容及び実行時期並びにその他参考となる事項

「計画書に基づいて行われる譲渡であること」が要件となっており、この計画書は、本特例の適用を受けようとする譲渡が行われるまでに作成される必要がある。

要件 5 譲渡対象となる株式等を発行した外国法人の合併等により金銭等の交付を受けた場合におけるその株式等の譲渡でないこと

譲渡対象となる株式等を発行した外国法人による合併、分割、資本の払戻し、残余財産の分配等の行為に伴ってよって、対象外国関係会社株式等を譲渡し、金銭その他の資産の分配を受けた場合には、要件を充足しないこととされている。

ペーパー・カンパニー等の整理という本特例の趣旨に照らして、ペーパー・カンパニー等が保有する株式等の発行人において行われる合併等の行為に伴って反射的に生じる株式譲渡益については、対象外とされたものである。

(3) 合算課税の対象外となる金額

合算課税の対象外となる株式譲渡益は、譲渡の時ににおいて通常得べき対価(時価)から株式譲渡原価を控除して算定するものとされ、また、一事業年度中に譲渡益と譲渡損が発生した場合には、それらを相殺した後の譲渡益の額ではなく、譲渡の都度に計算される譲渡益が合算課税の対象外となるものとされている。

(4) 適用時期

本特例は、外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

上記(2)(3)要件 2 のとおり、外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については、特定関係発生日から当該特定関係発生日以後 5 年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度について適用する経過措置が設けられている。

外国関係会社が 3 月決算法人及び 12 月決算法人のケースを具体例で示すと、次のとおりである。

■ 外国関係会社が 3 月決算法人の場合

譲渡が行われる事業年度	特定関係発生日の範囲(注)
平成 31 年 3 月期	平成 25 年 4 月 2 日から平成 31 年 3 月 31 日まで(経過措置)
平成 32 年 3 月期	平成 26 年 4 月 2 日から平成 32 年 3 月 31 日まで(経過措置)
平成 33 年 3 月期	平成 30 年 4 月 2 日から平成 33 年 3 月 31 日まで(原則)

(注) 特定関係発生日から当該特定関係発生日以後 2 年(原則)又は 5 年(経過措置)を経過する日までの期間内の日がそれぞれの「譲渡が行われる事業年度」に含まれることとなるその特定関係発生日の範囲をいう。

■ 外国関係会社が 12 月決算法人の場合

譲渡が行われる事業年度	特定関係発生日の範囲(注)
平成 30 年 12 月期	該当なし(平成 30 年度税制改正適用前)
平成 31 年 12 月期	平成 26 年 1 月 2 日から平成 31 年 12 月 31 日まで(経過措置)
平成 32 年 12 月期	平成 27 年 1 月 2 日から平成 32 年 12 月 31 日まで(経過措置)
平成 33 年 12 月期	平成 31 年 1 月 2 日から平成 33 年 12 月 31 日まで(原則)

(注) 特定関係発生日から当該特定関係発生日以後 2 年(原則)又は 5 年(経過措置)を経過する日までの期間内の日がそれぞれの「譲渡が行われる事業年度」に含まれることとなるその特定関係発生日の範囲をいう。

3 無税国に所在する外国関係会社の租税負担割合の計算方法の整備

(1) 改正の概要

平成 29 年度税制改正において、無税国に所在する外国関係会社であっても、第三国に所在する支店等を含めた全体としてみれば実体のある事業を営んでいる場合があることから、無税国に所在するかどうかで合算課税の有無を判定する仕組みを廃止し、租税負担割合の計算を行うこととされた。

しかし、無税国に外国関係会社の本店がある場合とそれ以外の場合とを区別することなく、租税負担割合の計算は、次の算式による旨規定されており、無税国に所在する外国関係会社については本店所在地の税法令がないため計算方法が不明確となっていた。

本店所在地において課される外国法人税			+	本店所在地以外の国において課される外国法人税						
本店所在地の法令に基づく所得	+	本店所在地の法令で非課税とされる所得(受取配当を除く)	+	損金算入	+	損金算入されない保険準備金	+	益金算入すべき保険準備金	-	還付外国法人税

そこで、無税国に外国関係会社の本店がある場合の租税負担割合の計算は、次の算式による旨規定された。

本店所在地以外の国において課される外国法人税												
決算に基づく所得(会計上の利益)	+	費用計上している支払配当	+	費用計上している外国法人税	+	損金算入されない保険準備金	+	益金算入すべき保険準備金	-	受取配当	-	還付外国法人税

税法令がある国に所在する外国関係会社の租税負担割合の計算方法とバランスを図る趣旨で、租税負担割合の分母から受取配当を控除するものとし、当該受取配当について外国法人税が課されている場合には当該外国法人税を分子の額から除くこととされた。

また、分母の金額がないとき又は欠損の金額となるときは、租税負担割合は「零」とされている。例えば、第三国に支店を有し、第三国での税負担により 20%以上の租税負担割合となる場合には合算課税(会社単位の合算課税・受動的所得の合算課税)の対象とならない場合でも、決算に基づく所得がゼロ又は欠損となった場合には租税負担割合がゼロとなり、受動的所得の有無が問題となる可能性があるため留意が必要と考えられる。

4 おわりに

日本の外国子会社合算課税はこれまで軽課税国のみが対象とされていたが、平成 29 年度税制改正(トリガー税率(20%)による判定の廃止、ペーパー・カンパニー等に対する課税の強化)に伴い、現在ほぼ全世界に対象が拡大されている。そのため、グローバルに展開する日本本社にとっては、外国子会社合算税制に関する適切な税務コンプライアンスの遵守と戦略的なグローバル対応がますます重要となっている。

平成 30 年度税制改正で創設されたペーパー・カンパニー等の整理に伴う株式譲渡益の免除特例は、税制改正前の一定期間における買収案件についても適用可能であり、外国企業買収後の資本関係の最適化の検討を促進する重要な税改正と考えられる。この点、特例適用に当たっては、企業買収から 2 年(原則規定)又は 5 年(例外規定及び経過措置)を経過する日の属する事業年度までに再編を行うことが求められるため、外国法人の清算、合併、株式譲渡等に関する法務上の実行可能性を踏まえた計画的かつ効率的な実行が必要となる。また、資本関係の再編時には海外では日本の税法では想定しえない予期せぬ課税等が生じる可能性があり、その影響によっては再編対象や再編手法の変更を検討する必要が生じる可能性もあるため、事前に海外各国での課税関係(株式譲渡益課税、印紙税、証券取引税、不動産移転税、株主変更に伴う繰越欠損金の利用制限等)についても、事前に詳細検討することが重要と考えられる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内 3-3-1
新東京ビル 5 階

Tel 03-6213-3800(代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

名古屋事務所

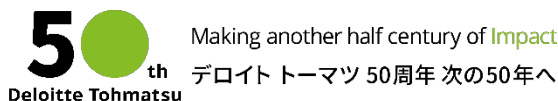
所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001